

○山鹿市情報公開条例

平成17年1月15日

条例第10号

改正 平成22年3月19日条例第3号

平成27年3月24日条例第9号

平成27年6月26日条例第26号

平成28年3月18日条例第1号

平成30年3月29日条例第2号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第18条）

第3章 審査請求（第18条の2—第23条の2）

第4章 補則（第24条—第29条）

第5章 罰則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する市民の権利及び市の情報提供の責務につき定めることにより、市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の知る権利を尊重した市政運営の公開を図り、地方自治の本旨に即した市政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業の管理者、消防長及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ アに掲げるもののほか、本市の博物館等において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

（平22条例3・平27条例9・平30条例2・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利が十分保障されるようにするとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(開示を請求するものの責務)

第4条 公文書の開示を請求するものは、この条例の目的に即してその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、規則で定める事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないと認められる情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する部分を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報
 - イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの
 - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項

に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合において、その職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容

オ 当該個人が公務員等以外である場合において、その者の有する公的地位又は立場に関連する情報であつて、開示しても、当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及び実施機関との契約に関する支出に係る公文書に記録されている情報に含まれる当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報

- (5) 実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体又は公共団体（以下「国等」という。）の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、

その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 実施機関と国等との間における、協議、依頼、委任等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等の適正な意思決定を不当に損ない、又は国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(8) 公表しないことを条件に任意に第三者から提供された情報であって、開示することにより、市と当該第三者との信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(平22条例3・平27条例26・平30条例2・一部改正)

(公文書の部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平30条例2・一部改正)

(公文書の時限開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る情報が第7条各号のいずれかに該当する場合において、その該当理由が一時的なものであり、その事由が消滅したときは、当該情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、公文書を開示しない旨の決定をした場合又は前条の場合において、当該公文書の全部又は一部が第7条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を第12条の規定による通知書に付記しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、第7条の規定により保護される利益に優越する公益があると認めるときは、同条及び第8条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨（一部開示の場合は、その理由を含む。）及び開示に必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の決定（前条の規定により

開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの決定を含む。)をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期間)

第13条 前条の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が提出された日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、開示請求者に対し、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書が提出された日の翌日から起算して45日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期間の特例)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求書が提出された日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(事案の移送等)

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第12条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平22条例3・追加)

(第三者保護に関する手続)

第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書に本市又は開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、次項の規定に該当するときを除き、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、第7条第2号ウ、同条第3号ただし書又は第10条の規定により、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとするときは、あらかじめ、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項に規定する手続を経て、当該公文書を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後、速やかに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第16条 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

2 公文書の開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他当該公文書の原本を開示しないことにつき相当の理由があるときは、その写しにより開示することができる。

(他の制度等との調整)

第17条 この条例は、法令等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

(費用の負担)

第18条 開示請求に係る公文書の閲覧の手数料は、無料とする。

2 開示請求に基づき、公文書の写しの交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平28条例1・一部改正)

第3章 審査請求

(平28条例1・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(平28条例1・追加)

(審査請求に関する手続)

第19条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当するときは除き、山鹿市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反対意見が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について、反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときについて準用する。
- (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却するとき。
 - (2) 審査請求に係る開示しない旨の決定を取り消し、当該審査請求に係る公文書を開示するとき（当該開示決定について、第三者から反対意見が提出されているときに限る。）。
- 5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（平28条例1・一部改正）

（山鹿市情報公開審査会）

第20条 前条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、山鹿市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、公正さ及び中立性が確保され、かつ、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 8 前各項及び次条から第23条の2までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平28条例1・一部改正）

（審査会の調査権限）

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者

にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平 2 8 条例 1 ・ 一部改正)

(意見の陳述等)

第 2 2 条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。この場合において、審査会は、その必要がないと認めるときは、当該機会を付与しないことができる。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

(平 2 8 条例 1 ・ 一部改正)

(提出資料の閲覧等)

第 2 3 条 審査請求人等は、審査会に対し、第 2 1 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条第 1 項の規定により審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第 1 項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平 2 8 条例 1 ・ 一部改正)

(答申書の送付等)

第 2 3 条の 2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平 2 8 条例 1 ・ 追加)

第 4 章 補則

(公文書の管理及び情報の提供)

第 2 4 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、公文書の検索に必要な資料の作成その他開示請求をしようとするものが容易かつ的確に請求をすることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第 2 5 条 市長は、毎年度 1 回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(公文書の任意的開示)

第 2 6 条 実施機関は、第 5 条に掲げるものから、この条例が適用される公文書以外の公

文書について開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第5条に掲げるもの以外のものから、公文書の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

3 第18条の規定は、前2項の規定による公文書の開示について準用する。

(情報の提供に関する施策の充実)

第27条 実施機関は、情報公開の総合的な推進を図るため、この条例の規定による公文書の開示を行うとともに、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(出資法人の情報の開示)

第28条 本市が出資している法人であって規則に定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の開示に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

(平28条例1・追加)

第30条 第20条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平28条例1・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月15日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町から承継された公文書(次項及び第5項においてこれらを「承継公文書」という。)については、適用しない。

(承継公文書の任意的公開)

4 実施機関は、承継公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 第18条の規定は、前項の規定による承継公文書の公開について準用する。

(経過措置)

6 施行日の前日までに、合併前の山鹿市情報公開条例(平成11年山鹿市条例第18号)又は鹿央町情報公開条例(平成14年鹿央町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の山鹿市情報公開条例又は山鹿市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている開示の請求その他の行為で、病院事業に係るものについては、この条例による改正後の山鹿市情報公開条例又は山鹿市個人情報保護条例の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為又は病院事業の管理者に対してされた開示の請求その他の行為とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後の山鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、平成28年度以後の年度における業務の状況に関し行う報告から適用する。
- 3 第6条の規定による改正後の山鹿市情報公開条例の規定は、施行日以後にされる山鹿市情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等又は施行日以後にされる同条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた当該開示決定等又は施行日前にされた当該開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第7条の規定による改正後の山鹿市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされる山鹿市個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等、同条例第32条第1項に規定する訂正決定等、同条例第39条第4項に規定する利用停止決定等又は施行日以後にされる同条例第14条第1項に規定する開示請求、同条例第28条第1項に規定する訂正請求若しくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた当該開示決定等、当該訂正決定等、当該利用停止決定等又は施行日前にされた当該開示請求、当該訂正請求若しくは当該利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。